

○静岡市水道事業給水条例

平成15年4月1日

条例第299号

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 給水装置工事（第3条―第12条）
- 第3章 給水（第13条―第24条）
- 第4章 料金及び手数料（第25条―第33条）
- 第5章 貯水槽水道（第34条・第35条）
- 第6章 管理（第36条―第39条）
- 第7章 雑則（第40条）
- 第8章 罰則（第41条・第42条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、静岡市が行う水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するため、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（給水装置の種類）

第2条 給水装置は、次の3種類とする。

- (1) 専用給水装置 1戸又は1箇所専用するもの
- (2) 共用給水装置 2戸又は2箇所以上で共用するもの
- (3) 私設消火栓 消防用に使用するもの

第2章 給水装置工事

（給水装置工事の申込み）

第3条 給水装置の新設、改造、修繕（法第16条の2第3項の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更を除く。）又は撤去（以下「給水装置工事」という。）をしようとする者は、管理者の定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

2 管理者は、前項の規定による申込みについて必要があると認める場合は、利害関係人の

同意書又はこれに代わる書類の提出を求めることができる。

(令6条例5・一部改正)

(給水装置工事の費用負担)

第4条 給水装置工事に要する費用(以下「工事費」という。)は、当該給水装置工事の施行を申し込む者の負担とする。ただし、管理者が必要があると認めるものについては、管理者においてその費用を負担することができる。

(給水装置工事の施行)

第5条 給水装置工事は、管理者又は法第16条の2第1項の規定による管理者の指定を受けた者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)が施行する。

2 前項の規定により指定給水装置工事事業者が給水装置工事を施行する場合は、あらかじめ管理者の設計審査を受け、かつ、工事完成後に管理者の工事検査を受けなければならない。

3 管理者は、指定給水装置工事事業者に対し、配水管に給水管を取り付ける工事及び当該取付口から水道メーターまでの工事に関する工法、工期その他工事上の条件を指示することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、災害その他非常の場合において管理者が必要があると認めるときは、他の水道事業者又は法第16条の2第1項の規定による他の水道事業者の指定を受けた者(以下これらの者を「非常時給水装置工事事業者」という。)に給水装置工事を施行させることができる。この場合における非常時給水装置工事事業者が施行する給水装置工事については、指定給水装置工事事業者が施行する給水装置工事とみなしてこの条例の規定を適用する。

5 指定給水装置工事事業者に関し必要な事項は、管理者が定める。

(令元条例23・令7条例64・一部改正)

(給水管及び給水用具の指定)

第6条 管理者は、災害等による給水装置の損傷を防止するとともに、給水装置の損傷の復旧を迅速かつ適切に行えるようにするため必要があると認めるときは、配水管への取付口から水道メーターまでの間の給水装置に用いようとする給水管及び給水用具について、その構造及び材質を指定することができる。

2 前項の規定による指定の権限は、法第16条の規定に基づく給水契約の申込みの拒否又は給水の停止のために認められたものと解釈してはならない。

(工事費の算出方法)

第7条 管理者が施行する給水装置工事の工事費は、次に掲げる費用の合計額とする。

- (1) 材料費
- (2) 運搬費
- (3) 労力費
- (4) 道路復旧費
- (5) 工事監督費
- (6) 間接経費

2 前項各号に定めるもののほか、特別の費用を必要とすると管理者が認めるときは、その費用を同項の工事費に加算する。

3 前2項に規定する工事費の算出に関し必要な事項は、管理者が定める。

(工事費の予納)

第8条 管理者が給水装置工事を施行する場合において、当該給水装置工事を申し込んだ者（以下「工事申込者」という。）は、その設計により算出した工事費の概算額を管理者が指定する期日までに予納しなければならない。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 前項の工事費の概算額は、給水装置工事完成後に精算する。

(工事費の未納の場合の措置)

第9条 管理者が施行した給水装置工事の工事費を工事申込者が指定期限までに支払わないときは、管理者は、その給水装置を撤去することができる。

2 前項の規定により管理者が給水装置を撤去した後、なお損害があるときは、工事申込者は、管理者にその損害を賠償しなければならない。

(給水装置の所有権の移転及び管理)

第10条 管理者において給水装置工事を施行した場合における当該給水装置の所有権は、当該給水装置工事に係る工事費が完納された時に工事申込者に移転する。

2 前項に規定する場合における給水装置の管理は、当該給水装置工事に係る工事費を完納する前においても、工事申込者がその責めを負わなければならない。

(給水装置の変更の工事)

第11条 管理者は、配水管の移転その他の理由により、給水装置に変更を加える工事を施行する必要があると認めるときは、当該給水装置の所有者の同意がなくても、当該工事を施行することができる。

2 前項の給水装置に変更を加える工事に要する費用は、原因者の負担とする。

(第三者の異議についての責任)

第12条 工事申込者は、給水装置の設置又は管理に関し、利害関係人その他の者からの異議について責めを負うものとする。

第3章 給水

(給水の原則)

第13条 管理者は、非常災害、水道施設の損傷その他公益上やむを得ない事情がある場合及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、給水を制限し、又は停止しないものとする。

2 管理者は、給水を制限し、又は停止するときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告するものとする。ただし、管理者が緊急やむを得ないと認めるときは、この限りでない。

3 給水の制限又は停止のため損害を生ずることがあっても、市は、その責めを負わない。

(給水の申込み)

第14条 水道を使用しようとする者は、管理者が定めるところにより、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。

(給水装置の所有者の代理人)

第15条 給水装置の所有者が市内に居住しないとき、又は管理者が必要があると認めるときは、給水装置の所有者は、この条例に定める事項を処理させるため、市内に居住する者を代理人として選定し、管理者に届け出なければならない。代理人に変更があったときも、同様とする。

(総代人の選定)

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、料金の取りまとめ及び支払その他水道の使用に関し必要な事項を処理させるため、総代人を選定し、管理者に届け出なければならない。

(1) 給水装置を共有する者

(2) 給水装置を共用する者

(3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が必要があると認める者

(水道メーターの設置)

第17条 給水量は、市の水道メーター（以下「メーター」という。）により計量する。ただし、管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 メーターは、給水装置に設置しなければならない。ただし、給水量を計量するため、管

理者が受水槽以下の給水設備にメーターを設置する必要があると認める場合は、当該給水設備にこれを設置することができる。

- 3 メーターを設置する位置は、管理者が定める。

(平26条例100・一部改正)

(メーターの保管)

第18条 メーターは、水道の利用者、総代人又は給水装置の所有者若しくはその代理人（以下「水道利用者等」という。）に貸与し、保管させる。

- 2 前項の規定によりメーターを保管することとなる者（次項において「保管者」という。）は、善良な管理者の注意をもって当該メーターを管理しなければならない。

- 3 保管者が前項の管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又は損傷したときは、その損害を賠償しなければならない。

(平20条例42・一部改正)

(水道の利用中止、変更等の届出)

第19条 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ管理者に届け出なければならない。

- (1) 水道の利用を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (2) 給水装置の種類を変更しようとするとき（第3条の規定により、給水装置工事を申し込む場合を除く。）。
- (3) メーターの口径を変更しようとするとき。
- (4) 消防の演習のために私設消火栓を使用しようとするとき。

- 2 水道利用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに管理者に届け出なければならない。

- (1) 前使用者の水道の利用に関する権利義務を承継し、引き続いて使用するとき。
- (2) 水道の利用者の氏名又は住所に変更があったとき。
- (3) 給水装置の所有者若しくはその代理人又は総代人に変更があったとき。
- (4) 消火栓を消防用に使用したとき。
- (5) メーターを亡失し、又は損傷したとき。
- (6) 共用給水装置の利用戸数又は使用箇所数に変更があったとき。

(平20条例42・一部改正)

(私設消火栓の使用)

第20条 私設消火栓は、消防又は消防の演習の場合のほか、使用してはならない。

- 2 私設消火栓を消防の演習に使用する場合は、管理者の指定する市職員の立会いを受けなければならない。ただし、管理者が必要がないと認める場合は、この限りでない。

(標識の掲示)

第21条 水道の利用者は、市の交付する標識を門口等の見やすい場所に掲示しておかなければならない。

(家族等の行為に対する責任)

第22条 水道の利用者は、その家族、同居人、利用者その他の従業者等の行為についても、この条例に定める責めを負わなければならない。

(水道利用者等の管理上の責任)

第23条 水道利用者等(総代人を除く。以下この条、次条及び第36条において同じ。)は、水が汚染し、又は漏水しないよう善良な管理者の注意をもって給水装置を管理し、異状があるときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

- 2 前項の規定による届出があった場合において、水の汚染又は漏水を防止するため必要があると認めたときは、管理者は、当該給水装置の修繕を施行するものとする。

- 3 前項の修繕に要する費用は、水道利用者等の負担とする。ただし、管理者が必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 4 第1項の管理義務を怠ったために生じた損害については、水道利用者等がその責めを負うものとする。

(給水装置及び水質の検査)

第24条 管理者は、給水装置又は供給する水の水質について、水道利用者等から請求があったときは、速やかに検査を行い、その結果を請求者に通知するものとする。

- 2 前項の検査において、特別の費用を要したときは、その実費を徴収する。

第4章 料金及び手数料

(料金の徴収)

第25条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。

- 2 共用給水装置によって水道を使用する者は、その料金の納入について連帯責任を負うものとする。

(料金)

第26条 料金は、1月につき、次の表に掲げる区分により算定した基本料金及び従量料金の合計額(1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)とする。

基本料金	従量料金(使用水量1立方メートルにつき)
------	----------------------

メーターの口 径	金額	10立方 メートル までの分	10立方 メートル を超え 20立方 メートル までの分	20立方 メートル を超え 50立方 メートル までの分	50立方 メートル を超え 100立方 メートル までの分	100立方 メートル を超え 500立方 メートル までの分	500立方 メートル を超え 1,000立 方メート ルまでの分	1,000立 方メート ルを超え る分
13ミリメート ル	889円90銭	66円	127円60 銭	193円60 銭	226円60 銭	249円70 銭	267円30 銭	270円60 銭
20ミリメート ル								
25ミリメート ル	1,430円							
30ミリメート ル	3,746円60 銭							
40ミリメート ル								
50ミリメート ル	8,934円20 銭							
75ミリメート ル	17,681円40 銭							
100ミリメート ル	31,662円40 銭							
150ミリメート ル	80,169円10 銭							
200ミリメート ル								

(平20条例42・全改、平26条例100・平31条例93・令2条例58・令8条例47・一部改正)

(料金の算定)

第27条 料金は、隔月検針により使用水量を計量し、その計量した使用水量をもって、検

針日（料金算定の基準としてあらかじめ管理者が定めた日をいう。以下同じ。）が属する月分と前月分として料金を算定する。この場合において、使用水量は、各月均等とみなし、それぞれの月の使用水量に1立方メートル未満の端数が生じた場合は、検針日に属する月分の当該端数を前月分の使用水量に加えるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、管理者は、必要があると認めるときは、毎月検針によりその使用水量を計量し、その計量した使用水量をもって、検針日の属する月分として料金を算定することができる。

3 定例の検針日に計量する使用水量に1立方メートル未満の端数がある場合は、その端数は、次の定例の検針日に計量する使用水量に繰り越して計算する。

第28条 削除

（令2条例58）

（使用水量の認定）

第29条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量を認定する。

（1）メーターに異常があったとき。

（2）使用水量が不明のとき。

2 前項に規定する場合のほか、共用給水装置の使用水量は、各戸又は各箇所均等とみなし認定する。

（平20条例42・一部改正）

（料金算定の特例）

第30条 月の中途に水道の使用を開始し、中止し、又は廃止した場合における基本料金は、基本料金の額を31で除して得た額に、使用日数を乗じて得た額とする。

2 前項の場合における従量料金については、当該使用日数が31日以下の場合にあってはその使用水量をもって算定し、当該使用日数が31日を超える場合にあっては第27条第1項の規定の例により算定する。

（平17条例252・平20条例42・令2条例58・一部改正）

（料金の徴収方法）

第31条 料金は、管理者が定める方法により隔月又は毎月徴収する。

2 前条に規定する中止又は廃止の場合の料金は、その都度徴収する。

（令5条例35・一部改正）

（手数料）

第32条 手数料は、次に掲げる区分によりその都度徴収する。

(1) 法第16条の2第1項の規定による指定の申請及び法第25条の3の2第1項の規定による指定の更新の申請をする場合 1件につき10,000円

(2) 第5条第2項の設計審査をする場合 1件につき次の表に定める額

区分	手数料の額
メーターの口径が25ミリメートル以下	2,400円
メーターの口径が30ミリメートル又は40ミリメートル	3,500円
メーターの口径が50ミリメートル以上	7,500円

(3) 第5条第2項の工事検査をする場合 1件につき次の表に定める額

区分	手数料の額
メーターの口径が25ミリメートル以下	3,000円
メーターの口径が30ミリメートル又は40ミリメートル	4,200円
メーターの口径が50ミリメートル以上	9,100円

(4) 水道使用の証明をする場合 証明書1枚につき300円

(5) 第37条第2項ただし書の規定による確認をする場合 1件につき次の表に定める額

区分	手数料の額
メーターの口径が25ミリメートル以下	5,400円
メーターの口径が30ミリメートル又は40ミリメートル	7,700円
メーターの口径が50ミリメートル以上	16,600円

2 前項の場合において、既に徴収した手数料は、還付しない。

(平17条例252・平20条例42・令元条例23・一部改正)

(料金等の軽減又は免除)

第33条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例によって支払わなければならない料金、手数料その他の費用を軽減し、又は免除することができる。

第5章 貯水槽水道

(市の責務)

第34条 管理者は、貯水槽水道（法第14条第2項第5号の貯水槽水道をいう。以下同じ。）の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報提供を行うものとする。

(設置者の責務)

第35条 貯水槽水道のうち簡易専用水道（法第3条第7項の簡易専用水道をいう。次項において同じ。）の設置者は、法第34条の2の規定するところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 前項に規定する簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、管理者が定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

第6章 管理

(給水装置の検査等及び費用負担)

第36条 管理者は、管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、水道使用者等に適当な措置をさせ、又は自らこれを行うことができる。

2 前項の措置に要した費用は、措置を受けた者の負担とする。

(給水装置の基準違反に対する措置)

第37条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条に規定する給水装置の構造及び材質の基準に適合していないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間、その者に対する給水を停止することができる。

2 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置が指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事に係るものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、法第16条の2第3項ただし書の国土交通省令で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。

3 前項ただし書の給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることの確認に至るまでの費用は、当該確認を申し込んだ者の負担とする。

(令元条例23・令6条例5・一部改正)

(給水の停止)

第38条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、水道使用者等に対してその理由の継続する間、給水を停止することができる。

(1) 第26条の料金を指定期限内に納入しない場合

(2) 正当な理由がなく第27条の規定による使用水量の計量又は第36条第1項の規定による給水装置の検査を拒み、又は妨げた場合

- (3) 給水栓を汚染のおそれのある器物又は施設と連絡して使用する場合において、警告を発しても、なおこれを改めない場合

(給水装置の切離し)

第39条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、水道の管理上必要があると認めるときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水装置の所有者が90日以上所在が不明で、かつ、給水装置の使用者がいない場合
- (2) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込みがないと管理者が認める場合
- (3) 前条第3号の規定により給水の停止をした場合において、なお汚染のおそれがあると管理者が認める場合

2 前項の場合において、給水装置の切離しに要した費用は、当該給水装置の所有者の負担とする。ただし、管理者がその必要がないと認める場合は、この限りでない。

3 第1項の規定により切り離した給水装置により再び水道を使用しようとする場合は、給水装置の新設の例による。

第7章 雑則

(委任)

第40条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

第8章 罰則

第41条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第3条第1項の承認を受けないで、給水装置工事を行った者
- (2) 正当な理由がなく、第11条第1項の規定による給水装置の変更の工事の施行、第17条第2項の規定によるメーターの設置、第27条の規定による使用水量の計量、第36条第1項の規定による給水装置の検査又は第38条の規定による給水の停止を拒み、又は妨げた者
- (3) 第23条第1項に規定する給水装置の管理義務を著しく怠った者
- (4) 第26条の料金又は第32条の手数料の徴収を免れようとして、詐欺その他不正な行為をした者

第42条 詐欺その他不正の行為によって第26条の料金又は第32条の手数料の徴収を免れた者は、徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに、合併前の静岡市水道事業給水条例（平成10年静岡市例第5号）又は清水市給水条例（平成10年清水市条例第5号）（第4項においてこれらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 施行日の前日までに合併前の清水市給水条例第21条の規定により管理者が認定したメーターは、第17条に規定する市の水道メーターとみなす。
- 4 施行日の前にした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

(蒲原町の編入に伴う経過措置)

- 5 蒲原町の編入の日（次項及び附則第7項において「編入日」という。）の前日までに、編入前の蒲原町給水条例（平成10年蒲原町条例第1号。次項及び附則第7項において「編入前の条例」という。）第15条の規定により町長が認定したメーターは、第17条に規定する市の水道メーターとみなす。

(平17条例252・追加、平20条例42・旧第6項繰上・一部改正)

- 6 編入日の前日までに、編入前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平17条例252・追加、平20条例42・旧第7項繰上)

- 7 編入日の前日までにした編入前の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

(平17条例252・追加、平20条例42・旧第8項繰上)

(由比町の編入に伴う経過措置)

- 8 由比町の編入の日（附則第10項及び附則第11項において「編入日」という。）の前日までに、編入前の由比町給水条例（昭和44年由比町条例第8号。次項から附則第11項までにおいて「編入前の条例」という。）の規定により由比町長が設置した水道メーターは、第17条に規定する市の水道メーターとみなす。

(平20条例138・追加)

- 9 編入前の由比町の区域に係る平成20年12月までの分として徴収する料金の算定については、なお編入前の条例の例による。

(平20条例138・追加)

- 10 編入日の前日までに、編入前の条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平20条例138・追加)

- 11 編入日の前日までにした編入前の条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお編入前の条例の例による。

(平20条例138・追加)

附 則 (平成16年 3 月25日条例第59号)

この条例は、平成16年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成17年12月15日条例第252号)

この条例は、平成18年 3 月31日から施行する。

附 則 (平成20年 3 月21日条例第42号)

(施行期日)

- 1 この条例中第18条の改正規定及び第32条の改正規定は平成20年 4 月 1 日から、その他の改正規定は同年 6 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の静岡市水道事業給水条例第26条及び第28条から第30条までの規定は、平成20年 7 月分として徴収する水道料金から適用し、同年 6 月分として徴収する水道料金については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年10月 3 日条例第138号)

この条例は、平成20年11月 1 日から施行する。

附 則 (平成26年 3 月20日条例第100号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用で施行日から平成26年 4 月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月30日後であるものに係る料金にあっては、当該確定した料金のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金の額を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除して得た額に前回確定日から同月30日までの期間の月数を乗じて得

た額に対応する部分に限る。)については、この条例の規定による改正後の静岡市水道事業給水条例第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

附 則（平成31年3月20日条例第93号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している水道の使用で施行日から平成31年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するものに係る料金（施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が同月31日後であるものに係る料金にあっては、当該確定した料金のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金の額を前回確定日（その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除して得た額に前回確定日から同月31日までの期間の月数を乗じて得た額に対応する部分に限る。）については、この条例による改正後の静岡市水道事業給水条例第26条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

附 則（令和元年7月9日条例第23号）

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月19日条例第58号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

（令2条例66・一部改正）

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市水道事業給水条例第26条及び第30条の規定は、令和2年11月分として徴収する水道料金から適用し、同年10月分以前の月分として徴収する水道料金については、なお従前の例による。

（令2条例66・一部改正）

附 則（令和2年5月22日条例第66号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和５年３月20日条例第35号）

この条例は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和６年２月１日条例第５号）

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和７年10月14日条例第64号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和８年３月19日条例第47号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和８年６月１日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の静岡市水道事業給水条例第26条の規定は、令和８年６月分として徴収する水道料金（この条例の施行の日以後に水道の使用を開始した場合に係る水道料金に限る。）及び同年７月分として徴収する水道料金から適用し、同年６月分以前の月分として徴収する水道料金（この条例の施行の日以後に水道の使用を開始した場合に係る水道料金を除く。）については、なお従前の例による。